

議提議案第六号

三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成二十五年二月二十七日

提出者

奥野英介  
中川康洋  
稲垣昭義  
中嶋年規  
中森博文  
前田剛志  
三谷哲央  
岩田隆嘉  
山本勝

三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
三重県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

~~~~~（略）~~~~~

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 （略）

3 （略）

（三重県議会基本条例の一部改正）

4 三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条・第七条」を「第六条 第七条」に改める。

第三条第一号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十五条第一項中「前二条」を「第十三条及び第十四条」に改める。

第十七条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第一項中「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

提案理由

地方自治法の一部改正に鑑み、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、用途の透明性の確保に関する規定等を整備するとともに、県の厳しい財政状況を考慮し、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。